

平成22年度特別会計財務書類の検査の結果

会 計 検 査 院

1 特別会計財務書類の検査

特別会計に関する法律（平成19年法律第23号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならないとされている（以下、この書類を「特別会計財務書類」という。）。そして、同条第2項の規定に基づき、内閣は、特別会計財務書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならないとされている。

会計検査院は、平成23年11月15日に、内閣から、特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号。以下「施行令」という。）第35条第2項の規定に基づき、平成22年度特別会計財務書類の送付を受けた。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

会計検査院は、正確性、合規性等の観点から、^(注1)10府省が^(注2)所管する18特別会計の平成22年度特別会計財務書類が、法、施行令、特別会計の情報開示に関する省令（平成19年財務省令第30号）、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準（平成20年財務省告示第59号。以下「作成基準」という。）等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、作成基準において、特別会計財務書類が、歳入歳出決算、国有財産台帳等の計数を基礎として作成することとされていることから、これらの資料及びその他の関係資料により検査したほか、18特別会計を所管する10府省において会計実地検査を行った。

(注1) 10府省 内閣府、総務、法務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、
経済産業、国土交通、環境各省

(注2) 18特別会計 交付税及び譲与税配付金、登記、地震再保険、国債整理
基金、外国為替資金、財政投融资、エネルギー対策、労働保険、年
金、食料安定供給、農業共済再保険、森林保険、国有林野事業、漁
船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許、社会資本整備事業、
自動車安全各特別会計

3 検査の結果の概要

検査の結果、作成基準等と異なる処理をしていて、特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものが、表1のとおり、法務省及び農林水産省が所管する2特別会計において2事項見受けられた。また、重要な後発事象と認められる事象が注記されておらず、特別会計の財務情報の開示が十分とは認められないものが、表2のとおり、農林水産省が所管する1特別会計において1事項見受けられた。これら3事項の内容を示すと、次項「4 特別会計別の検査の結果」のとおりである。

なお、上記の3事項については、全て両省において所要の訂正が行われた。

表1 特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものの概要

番号	特別会計名	所管	財務書類の種別	計上金額の表示が適切でない科目等名	事項	備考
1	登記	法務省	貸借対照表	退職給付引当金 負債合計 資産・負債差額	①	後掲 4(1)
			業務費用計算書	退職給付引当金繰入額 本年度業務費用合計		
			資産・負債差額 増減計算書	II 本年度業務費用合計 IV 無償所管換等 VII 本年度末資産・負債差額		
			附属明細書	1 貸借対照表の内容に関する明細 3 資産・負債差額増減計算書の内容 に関する明細		
2	国有林野事業	農林水産省	貸借対照表	有形固定資産 資産合計 退職給付引当金 負債合計 資産・負債差額 負債及び資産・負債差額合計	②	後掲 4(2)
			業務費用計算書	退職給付引当金繰入額 本年度業務費用合計		
			資産・負債差額 増減計算書	II 本年度業務費用合計 IV 無償所管換等 VI 本年度末資産・負債差額		
			附属明細書	1 貸借対照表の内容に関する明細 2 資産・負債差額増減計算書の内容 に関する明細		

表2 特別会計財務書類の財務情報の開示が十分とは認められないものの概要

番号	特別会計名 (勘定名)	所管	財務書類の種別	財務情報の開示が十分とは認められない項目	事項	備考
1	漁船再保険及び漁業共済保険 (漁船普通保険)	農林水産省	注記	重要な後発事象	③ (注)	後掲 4(3)ア
	漁船再保険及び漁業共済保険 (漁業共済保険)		注記	重要な後発事象	③ (注)	後掲 4(3)イ
(注) このほか、当該事項について、当該特別会計の勘定を合算した財務書類においても注記されていない。						

4 特別会計別の検査の結果

(1) 登記特別会計

(単位：百万円)

財務書類の科目等			計上金額	計上金額の適切な表示	事項
貸借対照表	退職給付引当金	本会計年度	125,859	120,020	①
	負債合計	本会計年度	130,337	124,498	
	資産・負債差額	本会計年度	△ 42,844	△ 37,005	
業務費用計算書	退職給付引当金繰入額	本会計年度	5,362	7,681	①
	本年度業務費用合計	本会計年度	143,902	146,222	
資産・負債差額増減計算書	Ⅱ 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 143,902	△ 146,222	
	Ⅳ 無償所管換等	本会計年度	94	8,253	①
	Ⅶ 本年度末資産・負債差額	本会計年度	△ 42,844	△ 37,005	
附属明細書					
1 貸借対照表の内容に関する明細					
(2) 負債項目の明細					
② 退職給付引当金の明細					
	退職手当に係る引当金	本年度増加額	4,695	△ 1,143	①
		本年度末残高	90,288	84,449	
3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細					
(2) 無償所管換等の明細					
	(注) 誤謬訂正		(記載なし)	8,158	①
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉					
事項① 貸借対照表の「退職給付引当金」の算定に当たり、既に退職手当を支給した退職者分は含めずに計上すべきであるのに、誤って、既に退職手当を支給した退職者分を含めて計上しており、また、このことなどに伴い、業務費用計算書の「退職給付引当金繰入額」の計上金額が誤っていたもの					
(注) 誤謬訂正は、前会計年度の「退職給付引当金」に係るもの					

(2) 国有林野事業特別会計

(単位：百万円)

財務書類の科目等			計上金額	計上金額の適切な表示	事項
貸借対照表	有形固定資産	本会計年度	8,358,835	8,357,152	
	国有財産（公共用財産を除く）	本会計年度	7,459,122	7,457,439	
	立木竹	本会計年度	6,981,144	6,979,802	②
	建物	本会計年度	27,440	27,434	
	工作物	本会計年度	138,792	138,457	
	資産合計	本会計年度	8,444,601	8,442,917	
	退職給付引当金	本会計年度	162,418	156,226	②
	負債合計	本会計年度	1,468,871	1,462,679	
	資産・負債差額	本会計年度	6,975,730	6,980,238	
	負債及び資産・負債差額合計	本会計年度	8,444,601	8,442,917	
業務費用計算書	退職給付引当金繰入額	本会計年度	5,182	4,754	②
	本年度業務費用合計	本会計年度	144,430	144,003	
資産・負債差額増減計算書	Ⅱ 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 144,430	△ 144,003	
	Ⅳ 無償所管換等	本会計年度	2,958	7,038	②
	Ⅵ 本年度末資産・負債差額	本会計年度	6,975,730	6,980,238	
附属明細書					
1 貸借対照表の内容に関する明細					
(1) 資産項目の明細					
⑤ 固定資産の明細					
立木竹	本年度増加額		68,302	68,180	②
	本年度減少額		19,991	21,211	
	本年度末残高		6,980,982	6,979,640	
建物	本年度増加額		2,633	2,632	
	本年度減少額		532	538	
	本年度末残高		26,460	26,454	
工作物	本年度増加額		14,721	14,693	
	本年度減少額		1,076	1,383	
	本年度末残高		138,445	138,110	
(2) 負債項目の明細					
③ 退職給付引当金の明細					
退職手当に係る引当金	本年度増加額		5,018	△ 1,172	②
	本年度末残高		66,581	60,389	

2 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) 無償所管換等の明細

(注1) 誤謬訂正	(記載なし)	5,614	②
(注2) 誤謬訂正	(記載なし)	△ 1,220	
(注3) 誤謬訂正	(記載なし)	△ 5	
(注4) 誤謬訂正	(記載なし)	△ 307	

〈表示が適切とは認められない事項の説明〉

事項② 貸借対照表の「退職給付引当金」の算定に当たり、既に退職手当を支給することが確定して「未払金」に計上されている退職者分は含めずに計上すべきであるのに、誤って、既に退職手当を支給することが確定して「未払金」に計上した退職者分を含めて計上しており、また、このことなどに伴い、業務費用計算書の「退職給付引当金繰入額」の計上金額が誤っていたり、取得に要した経費として「退職給付引当金繰入額」の一部を含めて計上している貸借対照表の「立木竹」、「建物」及び「工作物」の計上金額が誤っていたりしていたもの

(注1) 誤謬訂正は、前会計年度の「退職給付引当金」に係るもの

(注2) 誤謬訂正は、前会計年度の「立木竹」に係るもの

(注3) 誤謬訂正は、前会計年度の「建物」に係るもの

(注4) 誤謬訂正は、前会計年度の「工作物」に係るもの

(3) 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計

ア 漁船普通保険勘定		
財務書類の科目等及び計上金額等		事項
注記		
注記の表示	注記すべき事象	
<p>重要な後発事象 (1) 予算措置の重大な変更</p> <p>記載なし</p>	<p>東日本大震災による漁船の損害等の異常な発生に伴う再保険金（平成23年度歳出予算額76,092百万円、うち本会計年度の貸借対照表の負債の部に計上された支払備金の額49,085百万円）の支払財源不足に充てるため、23年度に、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号。以下「大震災対処法」という。）及び平成23年度特別会計補正予算（特第1号）により一般会計からの財源の繰入れ（平成23年度歳入予算額65,268百万円）が措置されるとともに、当該繰入金については、大震災対処法により後日当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を予算で定めるところにより一般会計に繰り入れなければならないとされたこと</p>	③
イ 漁業共済保険勘定		
財務書類の科目等及び計上金額等		事項
注記		
注記の表示	注記すべき事象	
<p>重要な後発事象 (1) 予算措置の重大な変更</p> <p>記載なし</p>	<p>東日本大震災による養殖業の著しい生産金額の減少等に伴う保険金（平成23年度歳出予算額20,703百万円、うち本会計年度の貸借対照表の負債の部に計上された支払備金の額19,470百万円）の支払財源不足に充てるため、23年度に、大震災対処法及び平成23年度特別会計補正予算により一般会計からの財源の繰入れ（平成23年度歳入予算額20,703百万円）が措置されるとともに、当該繰入金については、大震災対処法により後日当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を予算で定めるところにより一般会計に繰り入れなければならないとされたこと</p>	③
<p>〈注記すべき事象の説明〉</p> <p>事項③ 漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定の22年度の貸借対照表において、「支払備金」（再保険金等の未払額）の額は、現金・預金等の額に比べて著しく多額になっている。法では、再保険金等の支払に充てるために必要な経費を支弁する必要があるときは、特別会計の負担において借入金をすることができるとされているが、平成23年度特別会計補正予算により多額の一般会計からの繰入れが上記の再保険金等の支払に充てるための財源として措置された。この一般会計からの繰入れは、法に規定されている「一般会計からの繰入対象経費」の特例として大震災対処法に規定されたもので、当該繰入金については、後日当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を予算で定めるところにより一般会計に繰り入れなければならないとされている。そして、この一般会計からの繰入れにより、平成23年度特別会計財務書類の貸借対照表の負債の部において、当該「支払備金」の計上金額が大幅に減少することになるとともに、漁船普通保険勘定で新たに設けられる「他会計繰戻未済金」に当該繰入金に相当する金額が計上されるなどすることになる。</p> <p>これらのことから、本件予算措置等は翌年度（23年度）以降の財務内容に影響を及ぼす予算措置の重大な変更であると認められ、これを「重要な後発事象」として注記することは、説明責任の履行の向上を図り、本特別会計の財務内容の理解に有用と認められるのに、注記されておらず、特別会計の財務情報の開示が十分とは認められない。</p> <p>なお、上記について、勘定を合算した財務書類においても注記されていなかった。</p>		